

NEWS INDEX



日刊(但土曜 日曜 祝日 休刊)
定価1カ月4,115円(送料+税込み)

発行所
◎ 保険毎日新聞社
東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032
電話 03(3865)1401(代表)
振替 00140-6-70860
◎ 保険毎日新聞社

マーシュジャパン

中小企業向け地震リスクマネジメント

「地震エイド」開発

マーシュジャパンは、企業の資産である建物、設備などを対象とする中小企業向け企業財産地震保険「地震エイド」の開発をエース保険に依頼し、1月から販売を開始した。火災保険とセットではなく、地震保険単独で契約できる商品で、支払限度額を設定し、免責をパターン化するなど、シンプルな商品設計となっている。マーシュジャパンおよび、同社と提携して法人市場を開拓している全国の有力乗合代理店(パートナー・エージェント、PA)約30社が対応する。マーシュジャパンSMEユニットリーダーの榎井庸佐氏は「東日本大震災の発生から今年3月11日で5年を経過することを機に、中小企業向けの地震保険の単独商品として開発した。中小企業が震災を振り返り、地震保険の契約を検討するきっかけにしてほしい」と話している。

単独で契約可能、シンプルな商品設計

地震リスクは日本特有の重大なリスクと捉えられているものの、中小企業では火災保険に加入していても地震保険を契約しにくいという他、火災保険を切り替えずに地震保険のみに契約しようとしても専用の商品がない、地震保険を検討しても保険料が予算に見合わないといった課題があった。こうした課題を解消するため、地震保険への中小企業のニーズをマ

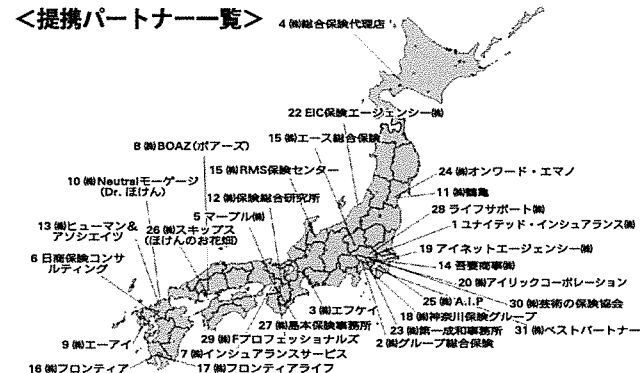
ーシュジャパンおよびPAがとりまとめ、エース保険が協力することで中小企業向けの地震保険「地震エイド」は開発された。「地震エイド」は、▽「地震エイド」は、▽地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害▽地震または噴火によって生じた損害、埋没または流失の損害▽地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

ーに対して保険金を支払う。補償の対象は、保険金額が5億円から30億円まで(証券当たりの財物の金額)の法人および事業用に所有する財物。支払限度額は1億円・3億円・5億円・3フラン(1事故および年間通算限度額)。免責金額は1事故当たり証券保険金額の1〜2%で所在地によって決定する。例えば、建物の保険金

額10億円、支払限度額3億円、免責金額2,000万円の場合、地震によって被った損害額が2億円(表損額)であれば、2億円から免責金額を引いた1億8,000万円を保

険金として支払う。引受保険会社はエース保険。マーシュジャパンとPAの要望・資料提供によって開発された商品であるため、マーシュジャパンとPAが期間限定の先行販売を行う。マーシュジャパンは中小企業向け保険市場の開拓を目的として2013年からPAとの提携を始めた。PAは法人開拓ができる組織営業を展開し、年間収入保険料5億

<提携パートナー一覧>



円以上の規模の各地域の有力乗合代理店がそろっている。

マーシュジャパンは保険会社と協力することで、中小企業に必要なされる独自の保険商品を企画・開発してPAが専用商品として販売する。PAは、中小企業のニーズに対応する競争力のある商品によって中小企業マーケットの新規開拓を進めることができる。「地震エイド」もその一環として開発された。